
釜石市公営企業会計
決算審査意見書

令和7年度釜石市公営企業会計決算審査意見書

第1 審査の対象

- 1 令和7年度釜石市水道事業会計決算
- 2 令和7年度釜石市公共下水道事業会計決算
- 3 令和7年度釜石市漁業集落排水事業会計決算

第2 審査の期間

令和8年6月5日から令和8年7月9日まで

第3 審査の方法

- 1 当事業年度における決算報告書、損益計算書、剰余金計算書、剰余金処分計算書、貸借対照表、事業報告書及びその他の書類（以下「決算諸表」という。）が地方公営企業法及び関係法令に準拠して作成され、かつ企業の財政状態及び経営成績を適正に表示しているかどうかについて審査した。
- 2 決算諸表と総勘定元帳、補助簿その他の諸帳簿との照合、確認を行なうとともに、例月現金出納検査及び定期監査の結果をも参照し、計数が正確であるかどうかについて審査した。
- 3 予算執行の結果が、地方公営企業経営の基本原則（経済性の発揮、公共性の確保）にのっとり、所期の目的を達成しているかどうかについて審査した。
- 4 その他必要に応じて関係職員から説明を求めるなど、一般に公正妥当と認められる審査基準に準拠し、通常実施すべき審査手続によって実施した。

第4 審査の結果

- 1 審査に付された決算諸表は、審査した限りにおいて、地方公営企業法及び関係法令に準拠して作成され、その計数は正確であり、企業の財政状態及び経営成績をおおむね適正に表示しているものと認めた。
- 2 予算執行の結果は、地方公営企業経営の基本原則にのっとり、おおむね所期の目的を達成したものと認めた。
- 3 審査の概要及び意見は、以下に述べるとおりである。